

## 省エネ法における第1種特定建築物と第2種特定建築物の比較

	第1種特定建築物	第2種特定建築物
対象規模(床面積)	2000㎡以上	300㎡以上2000㎡未満
省エネ措置の届出 対象となる行為	新築、一定規模以上の増・改築	新築、一定規模以上の増・改築
	屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕又は模様替え	-
	一定規模以上の 空気調和設備等の設置、改修	-
届出義務違反	50万円以下の罰金	
届出に係る省エネ 措置が判断基準に 照らして著しく不十分 であるときの措置	指 示	勸 告
	(指示に従わなかったとき)	-
	公 表	-
	(正当な理由なく、指示に係る措置をとらなかったとき)	-
	命 令	-
	命令違反 100万円以下の罰金	-
定期報告の対象・内容	省エネ措置の届出をした者	省エネ措置の届出をした者 (住宅を除く)
	届出事項に係る維持保全の状況	届出事項に係る維持保全の状況 (空気調和設備等の省エネ措置に限る)
報告義務違反	50万円以下の罰金	
報告事項が著しく不十分であるときの措置	勸告	勸告